

令和7年度 通常総会資料

日時： 令和7年4月12日（土）13時半～

場所： 川地コミュニティセンター2階ホール

1. 諸準備（事務局）

総会成立の確認、議長選任の件

2. 議長着席

あいさつ、議事録署名人の指名

3. 議事

第1号議案 令和6年度 活動実績報告

第2号議案 令和6年度 決算報告および会計監査報告

第3号議案 令和7年度 活動計画案

第4号議案 令和7年度 予算案

第5号議案 令和7年度 役員案及び総会構成員案

その他

4. 閉会、議長退席



桜土手の草刈り作業

多面的機能支払交付金により域内の農業施設と地域環境の改善を図る

川地農道水路環境保全会運営委員会 中の村支部

第1号議案 R6年度 活動実績報告

1. 概要

下表に活動計画と活動実績の対比表を示した。

表1

月	活動計画	活動実績
4月	1日：会計監査 6日：支部役員会 7日：水路泥上げ 13日：通常総会 13日：長野井手草刈り 27日：道路法面草刈り 29日：揚水場の点検・土砂撤去	1日：会計監査（5名、大坪集会所） 6日：支部役員会（10名、川地CC） 7日：水路泥上げ（市場、駅組、大坪） 7日：鳥獣防護柵の点検・補修（木舟） 13日：長野井手草刈り（組合員） 13日：支部総会（13名） 21日：水路泥上げ（中所） 25日：地域住民との勉強会（木舟） 27日：道路法面草刈り（関係者のみ）
5月	18日：県道法面の草刈り 25日：排水路法面共同草刈り	27日：県道法面の草刈り（17名） 25日：排水路法面草刈り（市場、大坪）
6月	1日：三和バイパス側溝の清掃 2日：道路法面草刈り 8日：長野井手草刈り 15日：畦畔草刈り統一実施日	1日：三和バイパス側溝清掃（15名） 2日：排水路法面草刈り（木舟、駅組） 2日：道路法面草刈り（関係者のみ） 2日～22日：畦畔統一草刈り 8日：長野井手草刈り（組合員） 16日：排水路法面草刈り・泥上げ（中所）
7月	6日：排水路法面共同草刈り 13日：県道法面草刈り 27日：畦畔草刈り統一実施日	6日：排水路法面草刈り（市場、大坪） 13日：県道法面草刈り（13名） 14日～31日：畦畔統一草刈り
8月	17日：長野井手草刈り 24日：排水路法面共同草刈り	4日：排水路法面草刈り（駅組） 17日：長野井手草刈り（組合員） 18日：排水路法面草刈り（駅組） 24日：排水路法面草刈り（市場、大坪）
9月		15日：鳥獣防護柵の点検補修（木舟）
10月	5日：排水路法面草刈り 6日：道路法面草刈り 26日：長野井手草刈り	5日：排水路法面草刈り（市場、大坪） 6日：道路法面草刈り（関係者のみ） 6日：排水路法面草刈り（駅組、木舟） 26日：長野井手草刈り（組合員）
11月	2日：畦畔・水路法面の石拾い等の環境保全 16日：県道法面草刈り 30日：道路法面草刈り	8日：長野井手水路土砂撤去 9日：長野井手水路土砂撤去 9日：空き家周囲の環境保全（大坪） 10日：長野井手水路土砂撤去 13日：県道法面事前下草刈り（3名） 16日：県道法面草刈り（13名）
12月	14日：支部役員会	10日：水路の草刈りと泥上げ（中所） 14日：支部役員会（9名、川地CC）
1月	25日：点検、機能診断	25日：点検・機能診断（市場、大坪、木舟）
2月	15日：中の村自治会との意見交換 22日：鳥獣防護柵の点検・補修	11日：水路泥上げ、防草シート張り（木舟） 15日：中の村自治会との意見交換（10名） 28日：鳥獣防護柵の点検・補修（木舟）
3月	1日：機能診断による補修作業等 8日：支部役員会 15日：桜土手の草刈り	1日：用水路の漏水補修（市場） 8日：支部役員会（9名、川地CC） 15日：桜土手の草刈り（14名）

表のまとめ

④木舟常会からの要望を受けて4月に勉強会を実施した。参加者は役員を含め9名であった。中の村支部の現在の活動内容を説明したのち、多面的機能支払交付金の活動事例を紹介して意見交換をした。最後にこの農村環境を維持・発展させていくには地域の皆さんの協力が必要だということをお願いして終了した。

②道路法面の草刈りを計画に入れて実施した。以前からJR法面や木舟地区の板木川沿い土手の法面を個別に草刈りを実施してこられていたので、中の村支部の共用域として定め、共同草刈りとして統一草刈り日を設けて実施することとした。

2. 活動内容の要約

(1) 排水路法面草刈り

表 2

令和 5 年度

	市場	駅組	大坪	木舟	中所
実施回数	4	4	5	2	2
作業時間 (h)	0.5~1.5	1~3	1~4	1	1.5
総作業時間 (h)	54.5	89	48	23	16.5
総参加人数(人)	49	46	32	23	11
日当総額(千円)	83	137	89.5	34	27.75
平均参加人数/回 (人)	12.25	13.25	6.4	11.5	5.5
平均日当額/人(千円)	1.69	2.58	2.79	1.48	2.52

令和 6 年度

	市場	駅組	大坪	木舟	中所
実施回数 (回)	4	4	4	3	2
作業時間 (h)	1	2	0.5~1.5	1	1.5~2
総作業時間 (h)	47	96	33.5	24	20
総参加人数(人)	47	48	32	24	11
日当総額(千円)	78	154	64.5	39	35.25
平均参加人数/回 (人)	11.75	12	8	8	5.5
平均日当額/人(千円)	1.66	3.21	2.02	1.63	3.2

注：データは作業日報を参照した。

今年度も排水路法面の草刈りについて表に纏め昨年と比較した。総参加人数と日当総額について中の村支部全体としては、令和 5 年度が 161 人と、371.25 (千円)。令和 6 年度が 162 人と 370.75 (千円) であまり変化はない。次に常会別に比較すると、市場と木舟は特に大きな変化はなかった。駅組は日当総額が増えているが、これは草刈り機を使用する人数が増えたためと思われる。大坪は参加人数が変わらないが、作業時間が減少したため日当額が減少している。中所は総作業時間が増え日当額も増えている。

高齢化に伴い草刈り作業の参加者が減少して行くと思われたが、今年度もなんとか維持できているようだ。今後は、作業参加者の減少が予測されるので作業の機械化や省力化が必要になってくるだろうし、この活動の主な目的である住民による共同作業が限界を迎えるであろうと危惧される。

(2) 畦畔草刈り

今年も統一実施日（統一設定日の1週間前後で草刈り）を6月15日と7月27日に設定して2回実施した。

(3) 水路

目立った損傷は見られないが水路の軽微な補修は常会毎適宜行われた。その他定期的な泥上げを計画して実施した。

(4) 鳥獣害対策

今年度は3回獣害対策を行った。防護柵の補修も、簡単なものは点検の際その都度補修したが材料等が必要な場合は別途計画して行った。

3. 活動上の課題

(1) 獣害防止対策への取り組み

昨年来、農地を荒らす害獣の捕獲に協力していただいている猟猟免許保持者への何らかの支援が必要ではないかと意見があり、「多面的機能の増進を図る活動」の範疇に入るのではないかと検討しているが、まだ意見がまとまっていない。今後、中の村としての具体的な支援方法を纏め、本部への提案が必要である。

(2) 活動の継続

活動については道路水路等の法面の草刈りが主になり参加者の負担が増えつつある。軽作業で草刈り以外の活動ができないか検討が必要だろう。中の村全体の作業として捉えなくても、各常会の実情を踏まえた「できることからやってみよう」という姿勢が大切である。

第2号議案 R6年度 決算報告および会計監査報告

R6年度決算報告を別紙-1-1 監査報告を別紙-1-2 により提案する。

第3号議案 R7年度 活動計画(案)

R7年度は、基本的に前年度とほぼ同じ内容であるが、昨年度の実績の反省から「道路法面の草刈り」及び「県道法面の草刈り」の実施時期を調整した。年間活動計画を総会終了後、各戸配布し周知と参加を促したい。別紙-2-1にその案を示した。

主な活動内容を以下のとおり提案する。

1. 組織運営

- ①会議：総会のほか必要に応じて役員会を開き、支部の円滑な運営を図る。
- ②運営委員会：運営委員枠が2名あるが、他に傍聴希望者があれば参加は可能とする。
- ③研修：運営委員会から案内があれば判断の上で対応する。

2. 農地維持活動

- ①排水路の泥上げ
 - ・4月上旬実施。内容は各常会の慣行に従う。その他各常会の水路の状態により適宜実施する。
- ②排水路法面の草刈り
 - ・実施は基本的には年4回だが、各常会の実情に合わせる、実施日は前年度とほぼ同じ。
 - ・実施場所は、各常会ごとに決めて実施する。
 - ・大坪の排水路法面の防草シートが、近年破損が激しいため張り替える予定。
- ③畦畔の草刈り
 - ・前年度と同様に統一実施日を設けて年2回実施する。
- ④長野井手取水口付近の草刈り
 - ・年4回実施する。(長野井手水利組合)
- ⑤揚水場取水口(中所)の清掃を定期で実施(年1回)。
- ⑥鳥獣害防止対策
 - ・木舟の防護柵は定期的な巡回・点検を行い適宜補修する。
 - ・猪、鹿の被害で軽微な作業は適宜補修する。

3. 資源向上活動

(1) 農村環境保全活動

- ①計画策定
 - ・自治会、大型農家等地域住民の意見交換を通じながら計画策定を行う。
- ②景観形成・生活環境保全
 - ・常会単位で景観を損なうものは(藪や雑木等の処理など)実情に合った活動を計画する。

(2) 施設の軽微な補修

- ・点検・機能診断結果に基づき、必要な箇所は補修を行う。

(3) 多面的機能の増進を図る活動

① 県道法面の草刈り

- ・年3回実施しているが草の伸び具合を検討した結果、9月に草刈り日を入れた。

② 桜土手の草刈り

- ・桜土手の草刈りを3月下旬に実施

③ 道路法面の草刈り

- 大坪、木舟地区で共用域を設け、草の伸び具合を見ながら年4回程度実施する。

④ 他の施設や場所については、(1)の①での検討結果による。

4. 点検・機能診断

1月下旬に実施

- ・各常会1~2名で担当区域を決めて実施
- ・農用地、水路、農道を調査し、破損があれば写真を撮って記録する。
- ・結果を次年度活動の基礎資料にする。

第4号議案 令和7年度 予算(案)

令和7年度予算案を別紙-2-2により提案いたします。

第5号議案 役員(案)及び総会構成員(案)

令和7年度役員会の構成と役割分担、役員手当

表3

(R7年4月現在)

職務名	氏名	所属常会	役割	本部運営委員会	手当(千円)
支部長	末国富雄	大坪	統括・大坪常会連絡役兼任		10
副支部長	若月一三	—	支部長の代理・補佐		10
書記	吉崎浩司	大坪	企画、実績報告書の作成ほか	本部運営委員	20
会計	末國栄之助	大坪	作業日報、経理担当	本部運営委員	20
幹事	新丸一夫	市場	市場常会連絡役		10
	犬石國男	駅組	駅組常会連絡役		10
	末國富雄	大坪	大坪常会連絡役		10
	玉岡秀利	木舟	木舟常会連絡役		10
	川本正勝	中所	中所常会連絡役		10
	長岡慎也	木舟	担い手代表		10
監査役	児玉 茂	市場			5
	児玉政則	駅組			5
計					130

注1: 連絡役は、常会を代表して役員会に出席するほか常会と支部との連絡を担う。

注2: 役員会の構成員は、監査役を除く

中の村支部総会構成員名簿

表4

(令和7年4月現在)

集落および団体名		構成員氏名	
常会代表	市場	新丸一夫※ ✓	児玉 茂
	駅組	犬石国男※ ✓	児玉政則 ✓
	大坪	末國富雄※ ✓	末國栄之助 ✓
	木舟	玉岡秀利※ ✓	
	中所	川本正勝※ ✓	
中の村自治会	副会長	長岡憲治 ✓	—
	事務局長	川本正勝	—
広域枠	—	若月一三 ✓	
	市場	小松木 明	児玉照明
	駅組		
	大坪	吉崎浩司 ✓	中田 猛 ✓
	木舟	長岡慎也※	
	中所	池田 徹	高尾圭三
計		17名	

注1：氏名の後の※印は役員会の幹事を意味する。

令和6年度 中の村支部 決算報告

中の村支部

1 収入の部

(単位：円)

科目	令和6年度予算額 (A)	令和6年度決算額 (B)	差引増減 (B-A)	摘要
1. 交付金	1,411,000	1,416,000	5,000	・ +5000
2. 繰越金	261,481	261,481	0	
収入合計	1,672,481	1,677,481	5,000	

2 支出の部

(単位：円)

科目	令和6年度予算額 (A)	令和6年度決算額 (B)	差引増減 (B-A)	摘要
1. 日当	1,300,000	1,245,850	-54,150	
2. 購入・リース	20,000	132,600	112,600	・ 防草シート125040 ・ 鋼板2580 ・ 防草シート押えピン 2980 ・ 軽トラリース2000 (4/7)
3. 委託費	0	0	0	
4. その他	352,481	141,983	-210,498	先進地視察や研修にかかる旅費、保険料文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
交付金の返還	0	0	0	
事務費	5,000	0	-5,000	プリンターインク・印刷代・郵送費・配布代
役員報酬	130,000	130,000	0	支部規定による
傷害保険	0	0	0	・ 本部で加入済み
会場使用料	4,800	4,700	-100	・ 支部委員会 3回 ・ 総会 1回 懇談会 1回
お茶代	15,000	7,283	-7,717	* 7回
予備費	197,681	-	-197,681	
支出合計	1,672,481	1,520,433	-152,048	

差引残高：1 収入 - 2 支出

157,048 ※次年度繰越し

令和7年4月1日

上記のとおり令和6年度の収支会計報告をいたします。

川地農水 中の村支部 会計 末国栄之助



監査報告書

令和6（2024）年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の川地農道水路環境保全会中の村支部の監査を、令和7年4月1日（火）19時30分～20時00分、大坪集会所において松本高士支部長の立ち合いのもと行った。

【監査内容】

1 令和6年度活動計画と実績の確認

【監査結果】

今年度は、地域住民との勉強会を木舟地区で行われていたが、これからも啓発活動の一環として他の地域でも実施していけばいいのではないか。また道路法面の草刈りについては、新たに作業を増やしたわけではなく今までもやってこられた個別の作業を今回、中の村の共用区域として捉え、計画に入れて共同作業として実施されたということだった。これからも草刈り作業だけでなく、創意工夫を重ね皆さんが参加しやすいような活動を企画してほしい。

その他、概ね例年通りの計画と実績だった。

【監査内容】

2 会計監査は支出内容と領収書の照合及び通帳の収入、支出、残高の照合。

金銭出納簿（様式第1-7号・別紙）及び決算報告書の確認。

【監査結果】

支出内容と領収書及び通帳の収支、残高も全て一致していることを確認した。

また、金銭出納簿及び、決算報告書についても全て金額の一致を確認した。

以上、会計帳簿類等一切は、適正に処理されていた。

来年度への繰越金については、予備費という感覚ではなく、できるだけ使用目的を明確にしておくことが大切だろうと思う。

令和7年4月1日

川地農道水路環境保全会 中の村支部

監査者

児玉 茂



監査者

児玉政利



川地農道水路環境保全会 中の村支部
令和7年度 活動計画表(案)

1. 常会単位での活動の場合(備考欄)、日程がこの表とズれることがあります。
2. 参加日当の支払は、12月下旬と3月下旬に予定しています。
3. 稲作をしている家は、必ず作業に出るようにして下さい。
4. 環境整備など軽作業もあります。交流も兼ねて常会の皆さんの参加をお願いします。

月	日	曜日	開始	活動内容	備考
4	1	火	19時半～	監査	大坪集会所
	6	日	9時半～	水路泥上げ(各常会毎の事情により日程及び時間変更あり)	常会単位
	12	土	8時～	長野井手取水口付近草刈り	水利組合
	12	土	13時半～	総会	川地コミュニティセンター
	19	土	8時～	道路法面草刈り(大坪常会、木舟常会適宜実施)	関係者のみ
	29	祭日	8時～	揚水場の点検・清掃・土砂撤去	中所常会
5	17	土	8時～	県道法面草刈り ※雨天中止→18日(日)	中の村自治会と共催
	24	土	8時～	排水路法面の草刈り(各常会毎の事情により日程変更あり)	常会単位
	31	土	8時～	防草シート張り(吉崎晴雄様宅横の排水路道路側法面)	大坪常会
6	1	日	10時～	道路法面草刈り(大坪常会、木舟常会適宜実施)	関係者のみ
	7	土	8時～	県道三和バイパス側溝の清掃	水利組合主催
	14	土	8時～	長野井手取水口付近草刈り	水利組合
	14	土		畦畔草刈り統一実施日	各自実施
7	5	土	8時～	排水路法面の草刈り(各常会毎の事情により日程変更あり)	常会単位
	19	土	8時～	県道法面草刈り ※雨天中止→20日(日)	中の村自治会と共催
	26	土		畦畔草刈り統一実施日	各自実施
8	9	土	8時～	道路法面草刈り(大坪常会、木舟常会適宜実施)	関係者のみ
	16	土	8時～	長野井手取水口付近草刈り	水利組合
	23	土	8時～	排水路法面の草刈り(各常会毎の事情により日程変更あり)	常会単位
9	27	土	9時～	県道法面の草刈り ※雨天中止→28日(日)	中の村自治会と共催
10	4	土	8時～	排水路法面の草刈り(各常会毎の事情により日程変更あり)	常会単位
	5	日	10時～	道路法面草刈り(大坪常会、木舟常会適宜実施)	関係者のみ
	18	土	8時～	長野井手取水口付近草刈り	水利組合
11	8	土	9時～	畦畔、水路法面、農道等の環境保全活動(各常会単位で実情に合った活動)	常会単位、1時間程度
1	24	土	9～15時	点検・機能診断	5常会担当者が各自実施
2	14	土	13時半～	中の村自治会との意見交換会	役員
	21	土	9時～	獣害防護柵の点検・補修(その他、点検・補修は適時実施)	木船常会
3	7	土	9時～	機能診断結果による補修等(施設の軽微な補修等)	水路などの補修作業等
	14	土	9時～	桜土手の草刈り ※当日雨天中止の場合、次の日の15日(日)	中の村自治会と共催

注1: 自治会の行事も多く計画されているが、基本的に日曜日開催なので活動が重複しない。

注2: 畦畔草刈り(6月15日と7月27日)は、常会連絡役が1週間から10日後に確認する。

注3: 稲作している農家が水路草刈共同作業に参加が無い場合、畦畔草刈り日当不支給。

令和7年度 中の村支部予算 (案)

中の村支部

1 収入の部

(単位:円)

科目	令和6年度決算額	令和7年度予算額	摘 要
1. 交付金	1,416,000	1,416,000	* 令和6年度と同額を予定
2. 繰越金	261,481	157,048	
収入合 計	1,677,481	1,573,048	

2 支出の部

科目	令和6年度決算額	令和7年度予算額	摘 要
1. 日 当	1,245,850	1,250,000	
2. 購入・リース	132,600	10,000	・軽トラリース他
3. 委託費	0	0	建設業者等への外注費、または、技術指導等のための外部から招く専門家等への謝金
4. その他	141,983	313,048	先進地視察や研修にかかる旅費、保険料文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
交付金の返還	0	0	
事務費	0	5,000	プリンターインク・用紙・印刷費・他
役員報酬	130,000	130,000	支部役員（監査含む）
傷害保険		0	
会場使用料	4,700	4,700	* 川地コミュニティ会館
お茶代	7,283	10,000	
繰越金/予備費	157,048	163,348	
支出合計	1,677,481	1,573,048	

中の村支部規約
(農地・水・環境保全向上対策に係る活動組織規約)

平成 25 年 6 月 30 日制定

(名称)

第 1 条 この活動組織は、川地農道水路環境保全会運営委員会中の村支部(以下「支部」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 支部は、第 4 条の構成員による共同活動を通じ、支部内に存する農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的とする。

(主たる事務所)

第 3 条 支部の主たる事務所は、支部長宅に置く。

(構成員)

第 4 条 支部の構成員は、川地地域農地・水・環境保全管理協定に参加する者とする。また、総会構成員は構成員が属する支部域内の市場、駅組、大坪、木舟および中所の 5 常会の代表およびその他の団体や広域枠の代表者とし、別紙のとおりとする。

(役員の定数及び選任・職務)

第 5 条 支部に、支部長 1 名、副支部長 1 名、書記 1 名、会計 1 名、幹事 5 名、監査役 2 名の役員を置くこととし、各役員は総会において互選により選任する。

各役員の職務は、下記のとおりとする。

- 1) 支部長は、支部を代表し支部の活動を統括する。
- 2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長が欠けた時はその職務を代行する。
- 3) 書記は、支部の活動の事務等を行う。
- 4) 会計は、支部の活動に伴う会計を行う。
- 5) 幹事は 5 常会代表者の中から 1 名ずつ選任し、出身常会の活動の統括を担うと共に役員会との連絡役を担う。なお、幹事は監査役を除く他の職務を兼ねることができる。
- 6) 監査役は、支部会計の監査を行う。

(役員の任期)

第 6 条 役員の任期は、4 年とし、再任は妨げないができる限り更新を図る。なお、役員の任期中の退任に伴って選出された者の任期は、前任者の残余期間とする。

(役員手当)

第 7 条 役員の手当は、支部長が役員会の上承を経て別に定める。

(総会)

第 8 条 総会は毎年度 1 回以上開催するものとし、年度終了後 20 日以内に開催するもののほか、次の場合に開催する。

- 1) 別紙に記載された総会構成員数の 3 分の 1 以上の要求があったとき。
- 2) 監査役が不正な事実を発見する等により支部長に対して開催を要求したとき。
- 3) その他支部長が必要と認めたとき。

(総会の議決)

第 9 条 総会は別紙に記載された総会構成員の過半数の出席によって成立し、議長は支部長が務めるものとし、議案は出席者の過半数の賛同をもって議決する。

- 2 総会議事録には議長があらかじめ指名した者の署名を求めると共に、総会での決定事項を記載した資料を作成し、支部域内全戸に配布するものとする。

(役員会の開催)

第 10 条 支部長は、必要に応じて役員会を開催し、次の事項を協議するものとする。

- 1) 総会に付議すべき事項及び総会の議決した事項の執行に関する事項
- 2) 支部の組織運営に関する事項
- 3) 支部が実施する活動についての計画に関する事項
- 4) 支部の出納の監査に関する事項
- 5) その他支部の目的を達成するために必要な事項

(雑則)

第 11 条 その他必要な事項でこの規約に定めがない場合は、川地農道水路環境保全会運営委員会規則を準用する。

- 2 支部長は、必要に応じて本規約の主旨に反しない範囲内で役員会の了承を経て支部規則を定めることができる。

【改正附則】

1. 平成 25 年 6 月 30 日制定
2. 平成 29 年 4 月 16 日改正し施行する
3. 平成 30 年 4 月 8 日改正施行
4. 令和 3 年 4 月 10 日改正施行
5. 令和 6 年 4 月 13 日改正施行